登録番号	第1068号(令和元年12月8日)		
1. 投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	総合不動産投資顧問	
2. 法人・個人の別	法人	個人	
(ふりがな)	かぶしきがいしゃきょうせいふどうさんとうしこもん		
3. 商号又は名称	株式会社 共生不動産投資顧問		
(ふりがな)	さとう みつよ		
4. 氏 名	佐藤 満世		
5. 資本金額	¥3,000,000	_	
6.役員			
氏 名	役 職 名	常勤・非常勤の別	
さとう みつよ			
佐藤 満世	代表取締役	常勤非常勤	

7. 第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏 名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
さとう みつよ 佐藤 満世 助言業務を行う者 投資判断を行う者	代表取締役	判断業務全般 投資判断、助言、売買、賃貸、 管理業務
計 1 名		

8. 不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名称	設置年月日	所 在 地
本店	平成 24 年 12 月 12 日	〒352-0006 埼玉県新座市新座 1-1-8 048-485-8024
計 1 店		

9. 業務の方法

- 1. 投資助言業務は、次の不動産を対象として行う。
 - ① 種類 1. 商業用不動産 2. 商業施設 3. オフィスビル
 - 4. 集合住宅 5. 住宅及び商業開発用地
 - ② 規模 規模の制限は設けない
 - ③ 所在する地域 : 主に首都圏 (東京・埼玉・神奈川・千葉) 及び近畿圏・ 中京圏並びに政令で定める基準に基づく中核市
- 2. 助言の方法

単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等

3. 報酬体系

単発的な取引に係る助言については、概ね投資総額の5%を上限とする。 但し、詳細は契約締結時に決定する。

4. 報酬の受領の時期は、基本的に助言に係る取引における業務完了時とするが 詳細は契約締結時に決定する。

10. 既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第 29 条の登録		
	埼玉県知事(2)	平成 30 年
2. 宅地建物取引業法第3条1項の免許	第 22487 号	1月28日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11. 不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

- 1. 資産管理及び資産運用に関する企画、調査、立案及びそれらのコンサルティング
- 2. 宅地の造成及び不動産の開発に関するコンサルティング
- 3. 不動産の売買、賃貸、管理及び運営並びにそれらの仲介及び斡旋
- 4. 不動産の取得、運営、保守及び管理並びにそれらの代理及び斡旋
- 5. 都市計画に関する企画、調査、立案及びそれらのコンサルティング
- 6. 国内外の不動産に関する投資顧問業務
- 7. 資産流動化に関するコンサルティング
- 8. 損害保険代理業
- 9. 建築工事、土木工事、設備工事の請負・施工・工事監理及びそれらの仲介・斡旋

12. 主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな)	保有する株式の数		
商号、名称又は氏名	又は出資の金額	割合	住 所
さとう れいこ			
佐藤 玲子	¥3,000,000-	100%	埼玉県

13. 役員の兼職の状況

(ふりがな)	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類
役員の氏名	又は、他に営んでいる事業の種類